

第二十七章 運用及び制度に関する規定

第二十七・一条 環太平洋パートナーシップ委員会の設置

締約国は、ここに各締約国の政府の代表者（大臣又は上級職員レベルとする。）から成る環太平洋パートナーシップ委員会を設置する。各締約国は、自国の代表団の構成について責任を負う。

第二十七・二条 委員会の任務

1 委員会は、次のことを行う。

- (a) この協定の実施又は運用に関する問題を検討すること。
- (b) この協定の効力発生の日から三年以内に、及びその後は少なくとも五年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこと。
- (c) この協定の改正又は修正の提案を検討すること。
- (d) この協定に基づいて設置される全ての小委員会、作業部会その他の補助機関の活動を監督すること。
- (e) 締約国間の貿易及び投資を一層拡大するための方法を検討すること。
- (f) 第二十八・十三条（パネルの手続規則）に規定する手続規則を定め、及び適当な場合には当該手続規

則を改正すること。

(g) 第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成されるパネルの議長の登録簿を三年ごとに見直し、及び適当な場合には新たな登録簿を作成すること。

(h) 第三十・五条（効力発生）4の規定に従って通報を行った原署名国についてこの協定が効力を生ずるかどうかを決定すること。

2 委員会は、次のことを行うことができる。

(a) 特別若しくは常設の小委員会、作業部会その他の補助機関を設置し、当該小委員会、作業部会その他の補助機関に問題を付託し、又は当該小委員会、作業部会その他の補助機関が提起する問題を検討すること。

(b) この協定の実施状況を改善するため、この協定に基づいて設置される小委員会、作業部会その他の補助機関を統合し、又は解散すること。

(c) 各締約国が必要な法的手続を完了することを条件として、この協定の次の事項の修正を検討し、及び採択すること（注）。

注 チリは、チリ共和国政治憲法第五十四条1第四項の規定に従って作成される実施取極により委員会の措置を実施する。

- (i) 附属書二―D（関税に係る約束）の表（関税の撤廃時期の繰上げによる修正に限る。）
- (ii) 附属書三―D（品目別原産地規則）及び附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に定める原産地規則

- (iii) 第十五章（政府調達）の各締約国の附属書に掲げる機関の表、対象となる物品及びサービス並びに基準額

- (d) この協定を実施するための取決めを作成すること。
- (e) この協定の解釈又は適用について生ずることのある意見の相違又は紛争を解決するよう努めること。
- (f) この協定の規定の解釈を提示すること。
- (g) 委員会の任務の対象となる問題について非政府の者又は団体の助言を求めること。
- (h) 締約国が合意するその他の行動をとること。

3 委員会は、1(b)の規定に従い、この協定に定める規律が締約国が直面する貿易及び投資の問題及び課題について引き続き適切であることを確保するため、適当な場合には交渉を通じ、この協定の更新及び強化

を目的としてこの協定の運用を見直す。

4 委員会は、3の規定に従って見直しを行うに当たり、次の事項を考慮する。

- (a) この協定に基づいて設置される全ての小委員会、作業部会その他の補助機関の活動
- (b) 国際的な場における関連する進展
- (c) 適当な場合には、締約国の非政府の者又は団体からの意見

第二十七・三条 意思決定

1 委員会及びこの協定に基づいて設置される全ての補助機関は、この協定に別段の定めがある場合又は締約国が別段の決定を行う場合（注）を除くほか、全ての決定をコンセンサス方式によって行う。委員会又は補助機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、決定が行われる会合に出席するいずれの締約国も提案された決定に反対しない場合には、コンセンサス方式によって決定を行ったものとみなされる。

注 代替的な意思決定に関する締約国の決定は、それ自体コンセンサス方式によって行う。

2 前条（委員会の任務）2(f)の規定の適用上、委員会の決定は、全ての締約国の合意によって行われる。

委員会が問題を検討する際に同意を示さない締約国がその検討から五日以内に委員会で検討された解釈に書面により反対しない場合には、決定は、行われたものとみなされる。

第二十七・四条 委員会の手続規則

- 1 委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に、及びその後は締約国が決定する場合（第二十七・二条（委員会の任務）の規定に従い委員会の任務を遂行するために必要な場合を含む。）に、会合する。委員会の会合は、各締約国が順次議長を務める。
- 2 委員会の会合の議長を務める締約国は、当該会合のために必要な運営上の支援を提供し、及び委員会の決定を他の締約国に通報する。
- 3 委員会及びこの協定に基づいて設置される補助機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、適当な手段（電子メール又はビデオ会議を含む。）によりその活動を遂行する。
- 4 委員会及びこの協定に基づいて設置される補助機関は、その活動の実施のための手続規則を定めることができる。

第二十七・五条 連絡部局

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する締約国間の連絡を円滑にするための総合的な連絡部局及びこの協定によって必要とされるその他の連絡部局を指定する。

2 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が自国について効力を生ずる日の後六十日以内に、自国の指定した連絡部局を他の締約国に対して書面により通報する。締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後にこの協定が効力を生ずる他の締約国に対し、当該他の締約国がその指定した連絡部局を通報した日の後三十日以内に、自国の指定した連絡部局を通報する。

第二十七・六条 紛争解決手続の運営

1 各締約国は、次のことを行う。

(a) 次章（紛争解決）の規定に従って設置されるパネルに対し自国が紛争当事国となっている手続のために運営上の支援を提供し、及び委員会が指示する他の関連する任務を遂行するため、事務所を指定すること。

(b) 自国の指定した事務所の所在地を他の締約国に通報すること。

2 各締約国は、自国の指定した事務所の運営及び費用について責任を負う。

第二十七・七条 締約国別の経過期間に関する報告

1 この協定に基づく義務に関する締約国別の経過期間を有する締約国は、委員会の各通常会合において、当該義務の履行のための自国の計画及び当該履行に向けての進捗状況について報告する。

2 さらに、1に規定する締約国は、委員会に対し、1に規定する義務の履行のための自国の計画及び当該履行に向けての進捗状況について、次のとおり報告書を提出する。

(a) 三年以下の経過期間については、当該経過期間が満了する六箇月前に報告書を提出する。

(b) 三年を超える経過期間については、この協定が自国について効力を生じた後一年を経過する日ごとに報告書を提出し（この協定が自国について効力を生じた後三年を経過する日にその提出を開始する。）、

当該経過期間が満了する六箇月前に報告書を提出する。

3 締約国は、義務の履行に向けた他の締約国の進捗状況に関する追加的な情報を要請することができる。報告を行った締約国は、その要請に速やかに応ずる。

4 締約国別の経過期間を有する締約国は、当該経過期間が満了する日までに、当該経過期間の対象となつた義務を履行するためにいかなる措置をとったかについて、他の締約国に対して書面により通報する。

5 締約国が4に規定する通報を行わなかった場合には、この問題は、委員会の次の通常会合の議題に自動的に掲げられる。さらに、締約国は、当該問題を討議するため、委員会が速やかに会合するよう要請することができる。